

成年後見制度事業

【資料2-3】

【R5年度目標】中核機関を設置し、関係機関への制度周知や利用促進に取り組む。

1. 令和4年度の取組み

(1) 成年後見制度利用促進に向けた体制整備について

- ・庁内ワーキング 令和5年2月20日(月)
- ・村上市成年後見制度利用支援体制検討会 3月15日(木)
- ・村上市成年後見制度利用促進協議会設置条例の整備

(2) 市民後見人養成について (令和4年2月末時点 養成講座修了生: 22名)

- ・市民後見人フォローアップ講座開催
 - 【第1回】令和4年10月25日(火) 参加者: 14名
 - 【第2回】 11月10日(木) 参加者: 12名

(3) 要否検討会の開催

成年後見制度の利用や市長申立てが必要と思われるケースについて、中核機関や関係者と検討を行うため、『要否検討会』を開催。

- ①7月13日(水) 3件 ②9月13日(火) 1件 ③9月14日(水) 1件
- ④10月5日(水) 2件 ⑤1月10日(火) 5件

(4) 成年後見制度利用状況

①成年後見制度の市長申立て件数

		R2	R3	R4
件数		5	4	5
内訳	高齢	4	3	4
	障がい	1	1	1

②成年後見制度利用支援事業件数

		R2	R3	R4
件数		10	15	14
内訳	高齢	10	13	11
	障がい	0	2	3

(上限額: 在宅 336,000 円/年、施設 216,000 円/年)

2. 令和5年度の取組み

(1) 成年後見制度利用促進協議会の開催 (年2回 (8月・3月))

(2) 中核機関の周知・体制整備

(3) 市民後見人育成事業

- ・市民後見人養成講座7月~12月(受講生7名)、フォローアップ講座の開催(年2回)
- ・法人後見支援員、日常生活自立支援事業生活支援員としての活動

(4) 受任調整会議の開催

- ・制度利用や市長申立ての必要性、他の支援策等について、市・社協担当で検討を行う。
- ・弁護士や司法書士等の専門職を交えた受任調整会議を開催し、より適切な後見人等の推薦を行う(年5回(4月・7月・10月・1月・3月))。

(5) 専門職相談会の開催

- ・福祉相談事業を活用し弁護士に協力を依頼。成年後見制度に関する相談だけでなく、申立てに関する支援等も必要時に繋いでいく。